

1 防災基本計画の修正（R2年5月）など国の対応を踏まえた修正

資料 1-2 「令和 2 年度兵庫県地域防災計画の新旧対照表（主なもの）」

(1) 災害対策拠点となる重要施設の長期停電への対応力強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 〔新設〕</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第 2 編 災害予防計画 第 2 章 災害応急対策への備えの充実 第 21 節 重要施設の防災対策 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、市町〕</p> <p>第 1 趣旨 重要施設における防災対策について定める。</p> <p>第 2 内容</p> <p>1 重要施設の登録 県、市町は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録することとする。 重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努めることとする。 作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有することとする。</p> <p>2 平時の取組 重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行うこととする。 また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努めることとする。</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>国防災基本計画の修正を踏まえ、災害対策拠点となる重要施設の長期停電への対応力強化を図るための修正</p>
<p>風水害等対策計画 第 2 編 災害予防計画 第 5 章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第 4 節 ライフライン関係施設の整備 第 1 款 電力施設の整備等 〔実施機関：関西電力株〕</p> <p>第 1 (略) 第 2 内容 1～5 (略) 〔新設〕</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第 2 編 災害予防計画 第 5 章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第 4 節 ライフライン関係施設の整備 第 1 款 電力施設の整備等 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部、県県土整備部、市町、関西電力株、関西電力送配電株〕</p> <p>第 1 (略) 第 2 内容 1～5 (略) 6 安定的な電力供給に向けた連携強化 県、関西電力送配電(株)は、倒木等により送配電網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 〔実施機関：西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。 (1)～(2) (略) 〔新設〕</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 ライフライン関係施設の整備 第3款 電気通信施設の整備等 〔実施機関：<u>県企画県民部災害対策局、県農政環境部、県県土整備部、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。 (1)～(2) (略) <u>(3) 安定的な電気通信に向けた連携強化</u> 県、西日本電信電話(株)は、倒木等により電気通信網に支障が生じることへの対策として、<u>地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 供給 (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あつせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。</p> <p>また、県は、毛布等、発災後直ちに大量に確保が必要なものについては、分散備蓄</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 供給 (1) (略) (2) 県は、市町から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あつせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。<u>なお、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めることとする。</u></p> <p>また、県は、毛布等、発災後直ちに大量に確保が必要なものについては、分散備蓄</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>により確保している物資を活用することとする。 (3)～(4) (略) 5～7 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>により確保している物資を活用することとする。 (3)～(4) (略) 5～7 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 県の応急対策 (1)～(2) (略) (3) 優先復旧等 ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、<u>関西電力株</u>に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。 ② <u>関西電力株</u>から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。 ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、<u>関西電力株</u>に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。 ④ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。 〔新設〕</p> <p>2 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第17節 ライフラインの応急対策の実施 第1款 電力の確保 第1 (略) 第2 内容 1 県の応急対策 (1)～(2) (略) (3) 優先復旧等 ① 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、<u>重要施設やその他特に必要があると認める施設</u>については、<u>関西電力株</u>および<u>関西電力送配電株</u>に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請することとする。 ② <u>関西電力株</u>および<u>関西電力送配電株</u>から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行うこととする。 ③ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、<u>関西電力株</u>および<u>関西電力送配電株</u>に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請することとする。 ④ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めることとする。 ⑤ <u>重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電株に電源車等の配備を要請するよう努めることとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

(2) 被災者への物資支援体制の強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 基本方針 (1)～(5) (略) 〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1 基本方針 (1)～(5) (略) (6) 県、市町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めることとする。 (7) 県、市町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>国防災基本計画の修正を踏まえ、物資調達・輸送調整等支援システムの利用等により、被災者への物資支援体制の強化を図るための修正</p>

(3) 防災拠点機能の強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 県は、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）を整備するとともに、広域防災拠点（その他拠点）を設定することとする。</p> <p>(1) (略) (2) 配置計画 各広域防災拠点については、陸路や空路・海路等により1時間以内で救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、半径15kmをカバー圏域とし、その</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 広域防災拠点の整備 県は、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）を整備するとともに、広域防災拠点（その他拠点）を設定することとする。なお、県は、防災機能を有する道の駅についても、<u>広域防災拠点（その他拠点）として位置づけ、防災拠点機能の強化に努めることとする。</u></p> <p>(1) (略) (2) 配置計画 各広域防災拠点については、陸路や空路・海路等により1時間以内で救援・復旧のための人員や物資が到着できることを基本とし、半径15kmをカバー圏域とし、その</p>	<p>国防災基本計画の修正を踏まえ、広域的な復旧・復興活動の拠点機能を有する道の駅を広域防災拠点（その他拠点）として活用し、防災拠点機能の強化を図るための修正</p>

現 行							修 正 案							修 正 理 由
他地形や人口分布などの地域的な特性に応じ配置することとする。さらに、広域的な交通上の重要な地区や結節点で一定のスペースを有する箇所を対象として、次のとおり配置する。							他地形や人口分布などの地域的な特性に応じ配置することとする。さらに、広域的な交通上の重要な地区や結節点で一定のスペースを有する箇所を対象として、次のとおり配置する。							
地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能	地域	所在地	拠点のタイプ	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能	
但馬	朝来市	その他	朝来市和田山中央文化公園	○	○	×	但馬	朝来市	その他	朝来市和田山中央文化公園 道の駅「但馬のまほろば」	○	○	×	
2～8 (略) (地震災害対策計画にも同様の記載あり)							2～8 (略) (地震災害対策計画も同様に修正)							

(4) 被災住宅再建支援等の充実・強化

現 行			修 正 案			修 正 理 由
風水害等対策計画 第4編 災害復旧計画 第2節 被災者の生活再建支援 第1 (略) 第2 内容 1 被災者生活再建支援金 (1)～(2) (略) (3) 支給対象世帯 ①～④ (略) <u>〔新設〕</u> (4) 支給額(下記①と②の合計で最大300万円) 住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)			風水害等対策計画 第4編 災害復旧計画 第2節 被災者の生活再建支援 第1 (略) 第2 内容 1 被災者生活再建支援金 (1)～(2) (略) (3) 支給対象世帯 ①～④ (略) ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯) (4) 支給額(下記①と②の合計で最大300万円) 住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)			令和2年11月の被災者生活再建支援法の改正に伴い、被災者生活再建支援金の中規模半壊世帯への支給等を行うための修正
区分 (3)支給対象世帯	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	区分 (3)支給対象世帯	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円	①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円	
④世帯	50万円	賃借 50万円	④世帯	50万円	賃借 50万円	
			⑤世帯	二	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	
2 (略) (地震災害対策計画にも同様の記載あり)			2 (略) (地震災害対策計画も同様に修正)			

現 行	修 正 案	修 正 理 由																								
<p>風水害等対策計画 第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付 (1) (略) (2) 共済給付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">本体制度 【半壊以上を対象とする制度】</th> <th style="width: 45%;">付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> </tr> <tr> <td>マンション共用部分再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 </td> </tr> <tr> <td>家財再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) (略) 7 (略)</p> <p style="text-align: center; color: blue;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】	住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	マンション共用部分再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 	家財再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	-	<p>風水害等対策計画 第4編 災害復旧計画 第3節 住宅の復旧・再建支援 第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 6 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付 (1) (略) (2) 共済給付金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 45%;">本体制度 【半壊以上を対象とする制度】</th> <th style="width: 45%;">付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 </td> </tr> <tr> <td>マンション共用部分再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 </td> </tr> <tr> <td>家財再建共済制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 </td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(4) (略) 7 (略)</p> <p style="text-align: center; color: blue;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】	住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	マンション共用部分再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 	家財再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	-	<p>令和元年8月より、災害救助法による住宅の応急修理制度が、準半壊(損害割合10%以上20%未満)にも拡充されたことに伴い、令和2年10月に、兵庫県住宅再建共済制度条例の一部改正条例が公布施行されたことによる修正</p>
区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】																								
住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 																								
マンション共用部分再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 																								
家財再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	-																								
区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】																								
住宅再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円 																								
マンション共用部分再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数 																								
家財再建共済制度	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円 	-																								

(5) 基準等の見直し

現 行		修 正 案		修 正 理 由
<p>原子力等防災計画 参考 原子力防災用語解説 別表 緊急事態区分及びEAL</p>		<p>原子力等防災計画 参考 原子力防災用語解説 別表 緊急事態区分及びEAL</p>		<p>令和2年2月5日付原子力災害対策指針及び令和2年10月28日付原子力災害対策指針の改正による修正</p>
区分	EAL（緊急時活動レベル）	区分	EAL（緊急時活動レベル）	
警戒事態	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室<u>その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p>	<p>警戒事態</p> <p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと</u>、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の<u>運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること</u>。</p> <p>③ （略）</p> <p>④ <u>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u></p> <p>⑤～⑥ （略）</p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑧～⑮ （略）</p>		
施設敷地緊急事態	<p>①～② （略）</p> <p>③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④～⑤ （略）</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</p> <p>⑦ <u>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧～⑩ （略）</p> <p>⑪ <u>炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</u></p> <p>⑫～⑭ （略）</p>	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 全ての<u>非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p> <p>④～⑤ （略）</p> <p>⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、<u>又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p>⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑧～⑩ （略）</p> <p>⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>⑫～⑭ （略）</p>		

現 行			修 正 案			修 正 理 由																														
区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要	区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要	令和2年2月5日付原子力災害対策指針の改正による修正																														
全面緊急事態	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥～⑨ （略）</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、<u>原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑪～⑬ （略）</p>	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。	全面緊急事態	<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</u></p> <p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 全ての<u>非常用</u>交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p> <p>⑥～⑨ （略）</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、<u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p>⑪～⑬ （略）</p>	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。																															
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第1款 気象予警報等の発表 第1 （略） 第2 内容 1 気象予警報 (1)～(3) （略） (4) 特別警報・警報・注意報基準 警報・注意報発表基準一覧表（令和元年5月29日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>高潮警報基準 (単位m)</th> <th>高潮注意報基準 (単位m)</th> <th>風雪注意報 (平均風速)単位m/s</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養父市</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">陸上 12m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>朝来市</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			市町村	高潮警報基準 (単位m)	高潮注意報基準 (単位m)	風雪注意報 (平均風速)単位m/s	西宮市				養父市			陸上 12m/s 雪を伴う	朝来市			<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第3節 情報の収集・伝達 第1款 気象予警報等の発表 第1 （略） 第2 内容 1 気象予警報 (1)～(3) （略） (4) 特別警報・警報・注意報基準 警報・注意報発表基準一覧表（令和元年5月29日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>高潮警報基準 (単位m)</th> <th>高潮注意報基準 (単位m)</th> <th>風雪注意報 (平均風速)単位m/s</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西宮市</td> <td>1.8</td> <td>1.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養父市</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">陸上 10m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <td>朝来市</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			市町村	高潮警報基準 (単位m)	高潮注意報基準 (単位m)	風雪注意報 (平均風速)単位m/s	西宮市	1.8	1.2		養父市			陸上 10m/s 雪を伴う	朝来市			県内の大雪等の警報・注意報の発表基準の見直し（令和元年11月14日）による修正
市町村	高潮警報基準 (単位m)	高潮注意報基準 (単位m)	風雪注意報 (平均風速)単位m/s																																	
西宮市																																				
養父市			陸上 12m/s 雪を伴う																																	
朝来市																																				
市町村	高潮警報基準 (単位m)	高潮注意報基準 (単位m)	風雪注意報 (平均風速)単位m/s																																	
西宮市	1.8	1.2																																		
養父市			陸上 10m/s 雪を伴う																																	
朝来市																																				

2 新型コロナウイルス感染症に対応した避難対策等を踏まえた修正

(1) 避難所での集団感染を防止するための避難所対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1～3 (略) 4 重点を置くべき事項 本県は、平成16年の度重なる台風災害をはじめ、過去に多くの風水害を経験してきた。また、阪神・淡路大震災の経験と教訓や、東日本大震災への支援の経験は、風水害等の災害対策にも活かさなければならないものが多い。</p> <p>(以下、略) 5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第1編 総則 第1節 計画の趣旨 1～3 (略) 4 重点を置くべき事項 本県は、平成16年の度重なる台風災害をはじめ、過去に多くの風水害を経験してきた。また、阪神・淡路大震災の経験と教訓や、東日本大震災への支援の経験は、風水害等の災害対策にも活かさなければならないものが多い。さらに令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。</p> <p>(以下、略) 5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所での集団感染の防止に向けた避難所対策を推進するための修正</p>
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (1) (略) (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略) 〔新設〕</p> <p>5～9 (略) 〔新設〕</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 避難所等の指定 (1) (略) (2) 指定避難所 ①～③ (略) ④ 留意事項 (略) ・市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局(保健所)が連携することとする。また、市町は、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努めることとする。</p> <p>5～9 (略) 10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成促進や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避</p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>10～12 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p><u>難対策を推進することとする。</u></p> <p><u>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月作成)の主な内容)</p> <p>① フェーズ0 事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知 <p>② フェーズ1 避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項 <p>③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の受入れ ・避難所運営 <p>④ フェーズ3 避難所解消</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営等 (1) 避難所の開設 原則として市町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営 ①～③ (略) 〔新設〕</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第4節 避難対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 避難所の開設・運営等 (1) 避難所の開設</p> <p>① 原則として市町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>市町は、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の運営 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>市町は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に行う健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行うこととする。</u></p>	

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>④～⑪ (略) (5)～(7) (略) 4～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>⑤～⑫ (略) (5)～(7) (略) 4～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

(2) 感染症禍における適切な避難行動の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 【再掲】 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～9 (略) 〔新設〕</p> <p>10～12 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 【再掲】 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 第1 (略) 第2 内容 1～9 (略) 10 <u>新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</u> <u>市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成促進や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</u> <u>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</u></p> <p>(新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン(令和2年6月作成)の主な内容)</p> <p>① フェーズ0 事前準備 ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者(発熱・咳などの症状者)等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知</p> <p>② フェーズ1 避難 ・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項</p> <p>③ フェーズ2 避難所開設・受入れ・運営 ・避難所の開設 ・避難所の受入れ ・避難所運営</p> <p>④ フェーズ3 避難所解消</p> <p>等</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」に基づき、適切な避難行動を推進するための修正</p>

(3) 衛生物資の確保

現 行	修 正 案	修 正 理 由										
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 〔新設〕</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 備蓄体制等の整備 第1 (略) 第2 内容 1～3 (略) 4 衛生物資 (1) 備蓄、調達 市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、<u>マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。</u> 県は、災害時に被災市町の避難所運営において、<u>衛生物資等が不足した場合に広域 応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</u> ① 品目 <u>あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1299 877 2407 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要な物資・衛生資材等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感染症対策用衛生物資等</td> <td>消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、 ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティ ッシュ、ペーパータオル など</td> </tr> <tr> <td>健康管理用資材等</td> <td>非接触型体温計* など</td> </tr> <tr> <td>運営スタッフ防護用物資等</td> <td>マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など</td> </tr> <tr> <td>避難所運営用資材等</td> <td>間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド* 含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、 清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>*県で備蓄する衛生物資 ② 方法 ア 市町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市町域レベルで備蓄を行う こととする。 イ 県は、<u>広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄することとする。</u> ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、<u>広域防災拠 点（全県拠点、ブロック拠点）等の備蓄物資を充当することとする。</u> (2) 搬送等 <u>食料の項に準じることとする。</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	区分	必要な物資・衛生資材等	感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、 ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティ ッシュ、ペーパータオル など	健康管理用資材等	非接触型体温計* など	運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など	避難所運営用資材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド* 含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、 清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など	<p>県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営 ガイドライン」に基づき、新型 コロナウイルス感染症禍での 適切な避難所運営が行えるよう 衛生資材を確保する旨の修正</p>
区分	必要な物資・衛生資材等											
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、 ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティ ッシュ、ペーパータオル など											
健康管理用資材等	非接触型体温計* など											
運営スタッフ防護用物資等	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード* など											
避難所運営用資材等	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド* 含む）、受付用パーティション*、換気設備、除菌・滅菌装置*、 清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など											

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 品目 (1) (略) 〔新設〕</p> <p>(2)～(3) (略) 4～7 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第6節 食料・飲料水及び物資の供給 第3款 物資の供給 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 品目 (1) (略) (2) <u>衛生物資(避難所での感染予防のための物資)</u> 消毒液(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)、マスク、ゴム手袋(ディスポーザブル)、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド(折りたたみベッド含む)、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など</p> <p>(3)～(4) (略) 4～7 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

(4) 災害時の職員やボランティアの派遣・受入れ時の対策の強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。</p> <p>②～④ (略) (2)～(6) (略)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第2款 県域の被害への対応 第1 (略) 第2 内容 1 県 (1) 基本的な考え方 ① 応援・応援要請の実施基準 県は、大規模な災害の発生を知覚したときは、被災市町を応援するとともに、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、関係機関に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することとする。 <u>その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</u></p> <p>②～④ (略) (2)～(6) (略)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、職員やボランティアの派遣・受入れにあたっての対策の強化を図るための修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>2～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第3款 県外の被災地に対する応援 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 動員の実施 県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。</p> <p>4～9 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第4節 防災関係機関等との連携促進 第3款 県外の被災地に対する応援 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 動員の実施 県職員の動員体制は、次のとおりとする。なお、支援本部が設置されたときなど、より多くの職員が必要になると判断される場合には、別途配備体制を決定することとする。 <u>その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</u></p> <p>4～9 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	
<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1)～(2) (略) (3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項 ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努めることとする。 ①～⑧ (略) <u>〔新設〕</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティアの受入れ (1)～(2) (略) (3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項 ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努めることとする。 ①～⑧ (略) <u>⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	

3 本県の防災・減災対策を踏まえた修正

(1) 高潮対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、「総合治水条例」に基づき、従来の河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や浸透によって流出を抑制する流域対策、人命を守り被害を小さくする減災対策を組み合わせた「総合治水」を県、市町、県民の連携のもと、推進する。また、十分な強度と洪水調整能力を持つため池への改修や、井堰の流下能力の向上等、計画的・効率的に農地防災を推進する。さらに、台風等による高潮に備え、防潮堤の未整備箇所や水門・排水機場等の整備を推進する。 (1)～(2) (略) (3) 高潮対策の推進 人口資産が集積している県南部沿岸地域において、台風等による高潮被害に備え、<u>未整備区間の防潮堤や水門、排水機場等の整備を推進する。また、平成30年台風第21号で浸水被害が発生した地区の再度災害防止を実施する。</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、「総合治水条例」に基づき、従来の河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や浸透によって流出を抑制する流域対策、人命を守り被害を小さくする減災対策を組み合わせた「総合治水」を県、市町、県民の連携のもと、推進する。また、十分な強度と洪水調整能力を持つため池への改修や、井堰の流下能力の向上等、計画的・効率的に農地防災を推進する。さらに、台風等による高潮に備え、防潮堤の未整備箇所や水門・排水機場等の整備を推進する。 (1)～(2) (略) (3) 高潮対策の推進（兵庫県高潮対策10箇年計画） <u>激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を考慮して防潮堤等の必要高さを見直したうえで、10年間で取り組むべき緊急かつ重要な箇所を選定し、計画的・重点的に高潮対策を推進する。</u> ・ 対策内容：防潮堤・河川堤防の嵩上げ、水門・排水機場の整備 ・ 対策延長：51.3km ・ 計画期間：令和元年度～10年度（10年間）</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>令和2年6月1日に策定した兵庫県高潮対策10箇年計画に基づき、計画的・重点的な高潮対策を推進するための修正</p>

(2) 総合治水の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、「総合治水条例」に基づき、従来の河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や浸透によって流出を抑制する流域対策、人命を守り被害を小さくする減災対策を組み合わせた「総合治水」を県、市町、県民の連携のもと、推進する。また、十分な強度と洪水調整能力を持つため</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第4章 治山・治水対策の推進 第1節 治山・治水対策の総合的推進 第1 (略) 第2 内容 1 頻発する風水害に備える総合的な治水対策 頻発する記録的な集中豪雨や局地的大雨による浸水被害を軽減するため、「総合治水条例」に基づき、従来の河川下水道対策に加え、雨水の一時的な貯留や浸透によって流出を抑制する流域対策、人命を守り被害を小さくする減災対策を組み合わせた「総合治水」を県、市町、県民の連携のもと、推進する。また、十分な強度と洪水調整能力を持つため</p>	<p>今年度策定する河川対策アクションプログラムに基づき、事前防災対策を重点的に推進していくための修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>池への改修や、井堰の流下能力の向上等、計画的・効率的に農地防災を推進する。さらに、台風等による高潮に備え、防潮堤の未整備箇所や水門・排水機場等の整備を推進する。</p> <p>(1) 総合治水の推進（地域総合治水推進計画（県下11地域））</p> <p>[河川対策「ながす」]</p> <p>緊急的に実施している再度災害防止対策をはじめ、災害を未然に防止するための河川改修や既存ダムの有効活用等、水系毎の特性に応じた河川対策を計画的に推進する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>池への改修や、井堰の流下能力の向上等、計画的・効率的に農地防災を推進する。さらに、台風等による高潮に備え、防潮堤の未整備箇所や水門・排水機場等の整備を推進する。</p> <p>(1) 総合治水の推進（地域総合治水推進計画（県下11地域））</p> <p><u>地域総合治水推進計画に基づく計画的な総合治水対策を推進する。なお、地域総合治水推進計画の策定にあたっては、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）の意見を聞くこととする。</u></p> <p>[河川対策「ながす」]</p> <p>総合治水条例に基づく「地域総合治水推進計画」に位置づけた「河川対策アクションプログラム」に基づき、河川改修や既存ダムの有効活用等、<u>事前防災対策を重点的に推進する。</u>（以下、略）</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	

(3) 阪神淡路地域における計画的な啓開作業の実施

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画</p> <p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸送活動</p> <p>(1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>地震災害対策計画</p> <p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第3章 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1節 地震発生時の応急対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 輸送活動</p> <p>(1) 道路管理者は、国の具体計画に定める緊急輸送ルートの点検、道路啓開を行うこととする。<u>なお、阪神淡路地域については、「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画」に基づき実施することとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>6～9 (略)</p>	<p>令和2年3月に兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において策定した「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画」に基づき、道路啓開を実施していくための修正</p>

(4) 鉄道施設の豪雨対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p>	<p>風水害等対策計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 交通関係施設の整備</p>	<p>広域鉄道ネットワークの安全性を向上していくために、県において、鉄道事業者の事前防災対策を支援していく旨の修正</p>

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2款 鉄道施設の整備 〔実施機関：鉄道事業者〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。 (表、略)</p>	<p>第2款 鉄道施設の整備 〔実施機関：<u>県県土整備部県土企画局、鉄道事業者</u>〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p><u>県は、広域鉄道ネットワークの安全性向上のため、鉄道事業者が国庫補助制度を活用して行う豪雨災害への事前防災対策を支援することとする。</u></p> <p>鉄道事業者は、次の内容により鉄道施設の整備等を推進することとする。 (表、略)</p>	

(5) 災害時要援護者の避難対策の充実

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備</p> <p>市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>県は、防災と福祉の連携の促進を図るため、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画</p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第15節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備</p> <p>市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</p> <p>自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。</p> <p>県は、<u>自主防災組織等と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。また、市町や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施することとする。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>防災と福祉の連携の更なる促進を図るための修正</p>

(6) 消防団の充実強化

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 充実強化対策 (1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。 ①～③ (略) <u>〔新設〕</u> ④～⑦ (略) (2) (略) 3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画にも同様の記載あり)</p>	<p>風水害等対策計画 第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第3節 消防団の充実強化 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 充実強化対策 (1) 県の取り組み 県は、広域的な観点から、消防団の育成強化を支援するため、次の事業を推進することとする。 ①～③ (略) <u>④ 企業等へ向けた消防団のPR</u> <u>⑤～⑧ (略)</u> (2) (略) 3 (略)</p> <p style="text-align: right;">(地震災害対策計画も同様に修正)</p>	<p>消防団の充実強化を図るため、企業等へ向けた消防団のPRを実施していくための修正</p>

(7) 企業の帰宅困難者対策の推進

現 行	修 正 案	修 正 理 由
<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 普及啓発 (1)～(2) (略) <u>〔新設〕</u> 3～4 (略)</p>	<p>地震災害対策計画 第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第12節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 普及啓発 (1)～(2) (略) <u>(3) 県は、企業の帰宅困難者対策を推進するため、従業員の帰宅抑制を想定した事業継続計画（BCP）の作成や訓練等の取組を支援することとする。</u> 3～4 (略)</p>	<p>帰宅困難者対策の実施にあたっては、企業による従業員の帰宅抑制の取組が重要であることから、県においてその取組を支援する旨の修正</p>